

公 告

消防局庁舎及び東消防署東分署における自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて、設置事業者を一般競争入札により決定するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

福井市長 西 行 茂

1 一般競争入札に付する件名、貸付物件及び貸付期間

(1) 件名 消防局庁舎及び東消防署東分署における自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け

(2) 貸付物件

物件番号	施設の名称及び所在地	貸付場所	貸付面積	台数
1	福井市防災センター 福井市和田東2丁目2207番地	1階中央 階段下	1.05㎡	1台
2	福井市東消防署東分署 福井市大和田1丁目102番地	1階ホール	1.05㎡	1台

(3) 貸付期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札参加資格

次に掲げる要件をいずれも満たしている者が、この一般競争入札に参加する資格を有する。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に該当しない者（同項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後3年を経過したものを含む。）であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 法人にあつては福井市内に本店又は事業所を置いていること、個人にあつては福井市内で事業を営んでいること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 過去2年以内に福井市が実施する飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- (9) 同一設置場所の自動販売機に係る直近の福井市との契約によって、入札参加が認められていない者でないこと。

### 3 入札保証金

- (1) 入札に参加する者は、その者の見積りに係る入札金額（税込み）の100分の5以上の額の入札保証金を所定の納付書にて、令和6年2月8日（木）までに納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後、落札者に対しては地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約が確定した後、それぞれ入札保証金還付請求書の提出を受けて還付する。ただし、落札者については協議により、当該入札保証金を9の契約保証金に充当することができる。
- (3) 福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）第93条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

#### 4 手続等

##### (1) 担当部局

福井市消防局消防総務課

〒918-8237

住所 福井市和田東2丁目2207番地

電話番号 0776-20-3996

ファクシミリ番号 0776-20-3119

##### (2) 募集要項

令和6年1月19日（金）から、福井市ホームページ

<http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d500/ffd-somu/index.html> に、消防局庁舎及び東消防署東分署自動販売機設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）を掲載する。

##### (3) 入札参加申込書等の提出

ア 提出書類 募集要項に定める入札参加申込書等（様式は、福井市ホームページに掲載する。）

イ 提出期間 令和6年1月22日（月）から同年2月8日（木）午後5時まで（郵送の場合は、必着とする。）

ウ 提出場所 (1) の担当部局

エ 提出方法 入札参加申込書等は、郵送又は持参により提出すること（郵送の場合は、書留等配達記録の残る方法に限る。）。なお、入札書は、入札日時並びに入札の件名及び物件番号を表書きした封筒に入れること。

## 5 入札書に記載する金額

- (1) 入札金額は、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付契約の年額を100円単位（税抜き）で記入すること。
- (2) 入札書に記載された年額に消費税及び地方消費税を加えたものの2年分を貸付料の総額とする。
- (3) 入札金額には、光熱水費を含まないものとする。

## 6 設置事業者の決定

- (1) 開札は、令和6年2月16日（金）14時18分から、福井市役所別館中2階入札室において行う。入札室への入室は入札をしようとする本人又は入札をしようとする者から委任を受けた代理人のみ可能とする。
- (2) 福井市が定めた最低価格以上で最高の価格により有効な入札をした者を落札候補者とする。なお、最高価格で同価の入札をした者が2者以上ある場合は、当該入札者立会いのもと、くじにより選定する。当該入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじ引きを行うものとする。
- (3) 落札候補者は、福井市が定める期日までに募集要項に定める一般競争入札参加資格等確認申請書等を提出すること。
- (4) 福井市は落札候補者から提出された書類の審査を行い、2の入札参加資格に定める資格をいずれも満たしており、販売品目等が適当であると認めた者を設置事業者とする。なお、2の入札参加資格に

定める資格が確認できない場合又は販売品目等が不適當であると認められた場合は、次順位者を新たに落札候補者とし、以下同様に取り扱うものとする。

(5) 設置事業者の決定後、設置事業者名及び落札金額を公表する。

## 7 入札の無効

福井市財務会計規則第100条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 8 貸付契約の締結

(1) 設置事業者は、福井市が定める期日までに契約書を作成し、契約を締結すること。

(2) 契約の締結及び履行による費用については、全て設置事業者の負担とする。

(3) 契約の締結は、この一般競争入札に参加の申込みをした者の名義で行うこと。

## 9 契約保証金

(1) 設置事業者は、貸付料総額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（福井市財務会計規則第112条の2に規定する担保）を所定の手続に従い納付しなければならない。

(2) 納付された契約保証金は、契約の履行後、契約保証金還付請求書の提出を受けて還付する。

(3) 福井市財務会計規則第113条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 10 その他

(1) 詳細は、募集要項による。

(2) この一般競争入札に参加の申込みをする者は、事前に現地におい

て設置場所を確認すること。